

### 藤沢市人権施策推進指針に基づく事業計画

#### ◎藤沢市人権施策推進指針

1. 基本理念  
人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり
2. 基本目標  
(1)個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築  
(2)ともに支えあい、ともに生きる社会の構築  
(3)協働による施策の推進

- 人権施策・人権啓発の事業計画
- ・ 人権指針・個別計画等に基づき、各課等で事業を計画
- 職員に関する人権意識啓発の事業計画

- 各課等の事業及び推進体制等の見直し
- 職員に関する人権意識啓発の推進・見直し



Plan

Do

Action

市民

Check

### ふじさわ人権協議会(外部組織)

人権施策の推進について協議及び検討をするため、学識者、関係団体、企業・労働団体、市民のうちから市長が委嘱した15人以内の委員により組織。任期は2年。

#### 《所掌事務》

- (1)「藤沢市人権施策推進指針」の進行管理に必要な事項
- (2)人権意識の啓発を推進するために必要な事項
- (3)その他人権施策の推進を図るために必要な事項

### 藤沢市人権施策推進指針に基づく事業の実施

- 人権施策・人権啓発事業の実施
  - ・ 人権指針・個別計画等に基づき各課等で事業を実施
  - ・ 人権男女共同平和課において、教育委員会、藤沢市人権擁護委員会、企業、人権関連団体等と連携し、人権啓発講演会等の各種人権啓発事業を実施
- 職員に関する全庁的な人権意識啓発の実施
  - ・ 課等ごとの意識啓発の取組
  - ・ 課等ごとに、人権施策推進責任者(各所属長)と人権施策推進担当者(主に課長補佐級職員)を配置し、職場ごとに職員の意識啓発を実施
  - ・ 集合型研修の実施
  - ・ 人権に関するeラーニング研修の実施

### 藤沢市人権事務事業推進連絡会(庁内組織)

人権に関する事務事業の円滑な推進を図るため、人権関係各課の課等の長で組織。

会長＝企画政策部長  
会員＝人権関係課25課の課等の長

#### 《所掌事務》

- (1)人権施策に係る基本的な指針の策定及び推進に関すること
- (2)人権教育・人権啓発に関する施策の推進に関すること
- (3)人権事業の総合的な企画及び調整に関すること

### 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、議会の同意を得て市長村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱。国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくことを目的に、全国約1万4千人の委員が人権相談や啓発活動を実施。

★任期:3年 ★報酬:無報酬(費用弁償のみ)

#### 《本市の人権擁護委員》

★人数:18人  
★人権相談:毎週金曜日13時から16時(市民相談室)

#### ★主な啓発事業

- ・人権啓発キャンペーン
- ・人権の花運動
- ・中学生人権作文コンテスト
- ・人権教室出前授業

連携

### 2市1町人権男女連携推進会議

人権関連施策及び男女共同参画施策の推進に当たり藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町が互いに連携して取り組むことを目的として、平成22年に設置。

講演会の実施やデートDV防止啓発チラシの作成・配布などで連携。